

「5 これからの時代に求められる県立高等学校のあり方」(資料3)19 ページ) について

(1) 1 学年 3 学級以下の高校を統合の検討対象とすることについて

① 教育内容

ア) 教員配置と教科学習

- 各校に配置する教員数は、学級数(≒募集定員)に応じて定められており、1 学級減るごとに 5～7 人の教員が減ります。

学級数	8 学級	7 学級	6 学級	5 学級	4 学級	3 学級	2 学級	1 学級
教員数 (人)	52	47	42	35	28	22	15	8

※ 上記以外に一定の加配教員、非常勤講師の配置あり

- 普通科は 9 教科あり、地歴・公民科(日本史、世界史、地理、現代社会等)と理科(物理、化学、生物)、芸術科(音楽、美術、書道)は専門科目が細分化されています。
- 国の調査によると、全国の普通科の 8 割以上の学校が開講している授業の状況は、芸術(音楽、美術、書道)、家庭、情報では 3 年間で 2 単位(週当たり 2 時間)のみとなっています。
- 3 学級規模の学校になると、地歴・公民科の 4 人を 3 人以下に、理科の 3 人を 2 人以下にするなど、全科目の常勤教員を配置できない状況になり、情報科についても常勤の教員を配置できない状況になります。また、2 学級規模になると、芸術科の常勤教員を配置できない状況になります。

【参考】全国の普通科の 8 割以上が開講している授業の状況

(1 学年 1 学級規模(3 学年で 3 学級)の学校の週あたりの授業の数)

教科名	国	地公	数	理	保体	芸術			英	家	情
						音	美	書			
単位数	12	18	16	18	16	2	2	2	17	2	2

※ 「公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」(文部科学省)より

- 常勤の教員を配置できない場合は非常勤の教員を配置していますが、授業時間以外に常駐していないため、放課後や長期休業中における課外や補習における授業と連続する指導や、芸術の分野での部活動の指導者確保が難しくなります。
- 本県においても、学校の特色により常勤の教科別教員数は異なるものの、3 学級の学校で地歴・公民科 3 人、芸術科 1 人、情報科 0 人のところもあります。また、2 学級の学校ではさらに地歴・公民科 2 人、理科 2 人、芸術 0 人とする学校が増えます。

イ) 部活動

- 令和 2 年度の本県における調査によると、1 学年 3 学級以下の 9 校 10 校舎で、硬式野球、サッカー、バレーボール、バスケットのいずれの競技にも部員が所属しているのは 4 校だけでした。
- また、部活動はあっても単独で公式戦に出場できる部員がいない高校もあり、3 年生引退後の新チームになると半数近くの高校が合同チームを余儀なくされ、団体競技の生徒ニーズに応えられない状況です。

② 3 学級以下の小規模校活性化の検証結果

- 平成 29 年度から 1 学年 2 学級の高校に 3 学級の高校も加えて、入学者の増加をめざして、地域の協力を得ながら学校の魅力向上に取り組んできました。
- 平成 29 年度と令和 3 年度を比較すると、入学者は 212 人の減少(786 人→574 人)、入学定員の充足率は 12 ポイント減少(89%→77%)
- 今後さらに少子化が進む中、3 学級以下の高校でこれまでのような学びを継続していくことは難しい状況です。

③ 学校運営経費

本県における学校規模別（普通科・総合学科）の高校生一人あたりの経費を見ると、7学級規模を下回る学校では学級数が少なくなるほど大きくなり、特に4学級規模と3学級規模で大きな差があります。

【全日制高校（普通科・総合学科）における生徒一人あたりの経費】

学級数	県平均	2	3	4	5	6	7	8
一人あたり経費(万円)	106	187	172	121	111	101	94	93
県平均を1としたとき	1	1.76	1.62	1.14	1.05	0.95	0.89	0.88

※ 「令和2年度全国地方教育費調査（令和元会計年度）」（文部科学省）第9表における本県の教育費総額をもとに、学級規模別に（各学校の学校運営経費の合計÷各学校の生徒数の合計）により算出

④ 全国の状況

ア) 適正規模

高校の適正規模を明示しているのは36都道府県で、そのうち32都道府県が適正規模を4学級以上としており、3学級以上としているのは現行計画に記載している本県を含め4県となっています。

イ) 学級数による統合の基準

1年生の学級数をもとに高等学校の統合（検討）の基準を設けているのは15県あります。そのうち、4学級が1県、3学級が12県、2学級はなく、1学級が2県となっています。なお、3学級としている県でも、通学困難や地域事情で例外を設けているところがあります。

(2) 入学者が2年連続20人未満の場合に募集停止とすることについて

- ・ 全国的には、募集停止に関して入学者の人数基準を設けているのは18道県あります。そのうち、「2年連続20人未満」よりさらに少ない人数としているのが2県、連続年数が3年としているのが2県となっています。
- ・ 人数基準について、他県では、通学困難な地域での教育機会を確保するため、実際の中学校卒業生数の見込みをふまえた入学者数のシミュレーションに基づき募集停止の基準を定めているところがあります。
- ・ こうしたことから、本県においては「2年連続20人未満」と考えています。

【全国の募集停止の基準】

- ① 入学志願者が3年連続募集定員に満たない場合（1）
- ② 入学者が2年連続80人未満（1）
- ③ 2学級規模で入学者が2年連続募集定員に満たない場合（1）
- ④ 2学級規模で在籍生が3分の2未満（1）
- ⑤ 2学級規模で入学者が2年連続募集定員の2分の1未満（2）
- ⑥ 2学級規模で入学者が3年連続募集定員の40人未満（1）
- ⑦ 1学級規模で入学者が3年連続30人以下（1）
- ⑧ 1学級規模で在籍生徒が2年連続80人未満（2）
- ⑨ 1学級規模で入学者が2年連続募集定員の20人以下（6）
- ⑩ 1学級規模で入学者が3年連続募集定員の20人未満（2）
- ⑪ 1学級規模で入学者が2年連続15人未満（1）
- ⑫ 1学級規模で入学者が2年連続10人未満（1）

※（ ）内は県数。離島の基準がある県はダブルカウント